

講習日程(2026年10月～2027年3月)

高松会場

○=窓口業務休業日



※掲載日程は変更する場合がありますのでご了承ください。
※講習中止、臨時開催の情報はWebサイトをご覧ください。

[illegible]



※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。
※受講料は、テキスト代を含みます。 ※金額はすべて消費税込みです。
※助成金適用コースの場合でも受講料は変わりません。助成金の内容については、下部をご覧ください。

1 小型移動式クレーン運転技能講習(定員8名)						
つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転 (道路上の走行を除く)				登録番号: 香労登録第107号/登録の有効期間の満了日: 2030.3.29		
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
I	3	20(13/7)	特になし	○	—	55,000円
J	3	16(10/6)	●クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	—	50,000円

2

玉掛け技能講習(定員10名) ※3名以下は中止

つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務

登録番号: 香労登録第109号/登録の有効期間の満了日: 2030.3.29

※開催日1週間前の時点で、ご予約が3名以下の場合は中止とさせていただきますのでご了承ください。中止の場合はセンターよりご連絡を差し上げます。

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
H	3	19(12/7)	特になし	○	—	29,000円
H1	3	16(9/7)	●移動式クレーン、クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者	○	—	27,000円

3 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用および掘削用)運転技能講習(定員10名)						
機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転(道路上の走行を除く)				登録番号: 香労登録第108号/登録の有効期間の満了日: 2030.3.29		
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
N	6	38(13/25)	特になし	○	—	120,000円
D	3	18(13/5)	自動車運転免許を保有せず、機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了後に6ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要) ※定期開催しておりません。ご希望の方はお問い合わせください。	○	—	56,000円
C	2	14(9/5)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要)	○	—	49,000円

特別教育 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの						
コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容	助成金	給付金
Tr	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用および掘削用)運転	2	13(7/6)	機体質量3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転業務(道路上の走行を除く)	○	—

出張講習 (8名様より承ります) ※別途出張講習費用が発生します						
コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容	助成金	給付金
Tg	自由研削といしの取替え等(特別教育)	1	6(4/2)	自由研削といしの取替え、取替え時の試運転業務	○	—
Te	不整地運搬車運転(特別教育)	2	12(6/6)	最大積載量1トン未満の不整地運搬車の運転業務(道路上の走行を除く)	○	—
2i1	テールゲートリフターの操作の業務(特別教育)	1	6(4/2)	荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務	—	—
To2	小型車両系建設機械(解体用)運転(特別教育)	1	5(3/2)	機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了者向け ※受講条件:コベルコ教習所の修了証をお持ちの方に限ります	○	—
Tv	ローラー(締固め用)(特別教育)	1.5	10(6/4)	締固め用機械の運転業務	○	—
2d1	足場の組立て等作業従事者(特別教育)	1	6(6/—)	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務(地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く)	○	—
2f1	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業(特別教育)	1	6(4.5/1.5)	墜落の危険性がある作業のうち特に危険性の高い業務(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業〔ロープ高所作業を除く〕などの業務)	○	—
3a	職長・安全衛生責任者	2	14(14/—)	現場において部下を直接指揮・監督する職長など(安全衛生責任者教育を兼ねる)	—	—
3d	刈払機取扱作業(安全衛生教育等)	1	6(5/1)	刈払機を用いて作業をする方	—	—

●出張講習、臨時開催、掲載していない講習などについてはお問い合わせください。

建設業の法人様へ

人材開発

支援助成金のご案内

■助成金を利用して、受講料負担を軽減

■制度対象の講習を多数開催しています

〈建設事業主等に対する助成金制度〉

中小建設事業主が従業員に技能資格を取得させるため、教習機関に委託して技能講習などを受講させた場合に、厚生労働省(労働局管内における施設)からその経費の一部が事業主に対して助成される制度です。

〈助成金の種類〉

・経費助成金 ・賃金助成金

※助成金などの申請・受給の手続き方法、その他詳細は所轄の労働局またはハローワークへお問い合わせください。

※制度の詳細については、厚生労働省Webサイトをご確認ください(検索ワード:建設 助成金)。